

広島県告示第八百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十年十月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
阿多田診療所	大竹市阿多田四〇三番地二	平成二〇年七月一日
かくたに歯科医院	三次市三次町一三四五番地八	平成二〇年八月一日
きらら歯科	東広島市西条町寺家三七九一番一号 マックスバリュウ西条西店敷地内	平成二〇年八月一日
重河デンタルクリニック	東広島市西条町寺家七三七一番地一号	平成二〇年八月一日
フロンティア歯科クリニック	東広島市西条栄町一〇番二七号 栄町ビル三階	平成二〇年八月一日
栗栖歯科医院	廿日市市大野一丁目三番一九号	平成二〇年八月二五日
二神歯科医院	廿日市市対巖山一丁目八番三四号	平成二〇年六月二三日
平田歯科診療所	豊田郡大崎上島町中野二二〇一番地二	平成二〇年九月一日
マリン薬局 阿賀店	呉市阿賀中央六丁目一番三四号	平成二〇年八月一日
向島薬局	尾道市向島町五八八三番五号	平成二〇年八月一日
きのやま薬局	府中市木野山町二五一番五号	平成二〇年八月一日
ハーツ薬局フジグラン東広島店	東広島市西条町御園宇四四〇五番地	平成二〇年六月一日
訪問看護ステーション宗郷	三原市宗郷二丁目三番三六号	平成二〇年四月一日
ふれあい訪問看護ステーション	安芸郡府中町鶴江二丁目二番六号	平成二〇年七月一日